

令和4年 春の全国交通安全運動千葉県実施要綱

運動名

令和4年 春の全国交通安全運動

期間

- (1) 4月6日(水)から4月15日(金)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日)



目的

入学・入園のこの時期は、まだ道路の通行に慣れていない子供たちの交通事故が懸念されます。また、依然として高齢者が関係する死亡事故の割合が高く、特に歩行中の事故が多く発生しています。

そこで、子供たちに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルールやマナーを身に付けさせるとともに、運転者には歩行者に対する保護意識をより一層醸成するなど、県民一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

スローガン

～手を上げる 子どもはあなたを信じてる～

運動重点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



※ 交通安全啓発は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行いましょう。

チバくん

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運動重点

1 子供を始めとする歩行者の安全確保

【推進項目】

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 横断歩道を渡る、信号を守る等、歩行者側の交通ルールの周知・啓発の推進
- 歩行者による横断意思の明示、道路横断時の確実な安全確認などの推奨
- 子供に対する日常生活や教育現場における安全教育の推進
- 高齢者に対する参加、体験、実践型の安全教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- 通学路や生活道路での見守り活動、交通安全施設の点検確認の推進
- 「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進
- 違法駐車の危険性、迷惑性の周知・啓発の推進

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

【推進項目】

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底

- 「セブラ・ストップ活動」の推進
(①前方確認、②ブレーキ操作、③3・ライトの徹底、④確実なストップ)
- 「3(サン)・ライト運動」の推進
(①早めのライト点灯と小まめな切替え、②反射材活用、③右からの横断に注意)
- 交通事故被害者の声を反映した啓発活動等による安全運転意識の醸成

(2) 飲酒運転等の危険運転の根絶

- 「飲酒運転は、絶対しない・させない・許さない」という規範意識の醸成
- 飲酒運転及び周辺者三罪（同乗、車両提供、酒類提供）の取締り強化
- 「ハンドルキーパー運動」の普及と運転代行の活用促進
- 飲酒運転根絶宣言や従業員のアルコールチェックなど事業所や飲食店による取組みの促進と飲酒運転根絶協議会に対する支援

(3) 高齢運転者の交通事故防止

- 「はればれ運転」の周知・啓発の推進
- 運転免許自主返納の促進
- 安全運転サポート車の普及促進

(4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- シートベルト・チャイルドシートの効果や正しい使用方法の周知・啓発の推進



3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

【推進項目】

(1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- 「ちばサイクルルール」の周知・啓発
- 自転車損害賠償保険等への加入促進
- 二人乗り、飲酒、電話使用運転等の危険性の周知・啓発と取締り強化

(2) 自転車利用者自身の安全確保

- 全年齢層へのヘルメット着用の推奨
- 定期的な点検整備の促進

「キラリアップ☆ちば」とは

・夕暮れから夜間、明け方にかけて、歩行者が運転者に自分の存在を知らせて交通事故を防ぐため、明るい服装や反射材の着用を推進する活動です。

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 「キ」 | → 危険を回避 |
| ② 「ラ」 | → ライトアップ |
| ③ 「リ」 | → リフレクター（反射材）やLEDライト |
| ④ 「アップ☆ちば」 | → 反射材の着用率をアップ |



「ハンドルキーパー運動」とは

- ・グループが自動車で飲食店などに行き飲酒をする時に、飲酒をしないで他の仲間を自宅や駅まで送る人のことを言います。
- ・お酒を飲んだ時は必ず「ハンドルキーパー」や運転代行などを活用して、飲酒運転を根絶しましょう。

「はればれ運転」とは

・危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身と環境を整えて、加齢に伴う運転技能の低下を補う運転方法を心がけましょう。

- 例えば…「雨などで視界が悪い日」
「長距離の外出」
「体調不良時の外出」
- 「外出日を晴れた日に変更する」
「外出先を近所に変更する」
「公共交通機関を利用する」



「ゼブラ・ストップ活動」について

- 横断歩道上における歩行者の優先義務を運転者に徹底し、横断歩行者の保護等を強化することを目的に実施している活動です。
 - ①「ゼ」 → 「前方」をよく見て運転、横断歩道に十分注意
 - ②「ブ」 → 横断歩道の手前では「ブレーキ」操作で安全確認
 - ③「ラ」 → 横断歩道でも3（サン）・「ライト」で交通事故防止
 - ④「ストップ」 → 横断歩道手前で確実な「ストップ」、交通事故「ストップ」
- 運転者の皆さん、横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいないか、手前から十分減速してよく確認しましょう。
横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいる場合、車両は横断歩道の手前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

～ 横断歩道は「歩行者優先」です。 ～

「自転車保険加入義務化」について

- 千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から自転車損害賠償保険等（以下自転車保険）への加入が義務となります。事故を起こしてしまったときに備えて、自転車保険に入りましょう。
- 【自転車保険の加入義務】
 - ・ 自転車利用者（未成年者の場合は保護者）
→自転車の利用により、自転車利用者が他人を害した場合の保険
 - ・ 自転車を業務で利用する事業者
→事業用の自転車の利用により、従業員等が他人を害した場合の保険
 - ・ 自転車貸付業者
→貸し付ける自転車の利用により、借受人が他人を害した場合の保険
- 自転車小売業者・自転車を利用して通勤する従業員がいる事業者は、自転車購入者や自転車通勤者が、自転車保険に加入しているかを確認し、加入が確認できない場合は、自転車保険の種類や、加入義務等についての情報提供に努めてください。

自転車保険とは…自転車の事故により他人の生命・身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいい、自転車向けの保険のほか、自動車保険・火災保険等の個人賠償責任補償特約等や、TSマーク付帯保険等も含まれます。
詳しくは千葉県ホームページをご確認ください。

千葉県
HPへ

